

再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画（要旨）

1. 位置づけ

平成27年2月に制定された「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」第9条に基づく基本計画

2. 計画期間

平成27～31年度

3. 目 標

国のエネルギー基本計画の3年ごとの検討にあわせ、必要に応じ見直しを行う。

（1）再生可能エネルギー

- ・エネルギー供給源の多様化や自給率向上、地球温暖化の防止、地域資源の活用による地域活性化、非常時のエネルギー確保等を目的として導入を推進

（出力等）

太陽光発電 10kW未満	太陽光発電 10kW以上	陸上風力発電	小水力 (1,000kW未満)	木質バイオ マス発電	太陽熱
83,000kW程度	170,000kW程度	240,000kW程度	7,853kW程度	18,950kW程度	6TJ/年程度 〔一般的な家庭の給湯 500世帯分に相当〕

（県内電力消費量に対する割合）

2014年度(H26年度)末 (実績)	2019年度(H31年度)末 (目標)
21.2%	30.4%

- ・国の2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの構成割合(22～24%程度)を上回る設定

（2）省エネルギー

- ・家庭や事業所で重点的に普及啓発に取り組むべき行動目標を「省エネ行動目標」として設定し、行動レベルの向上を目指す。

（行動目標）

家庭：単身世帯、高齢者世帯、子育て世帯について、「特に行動を促進する行動項目」を設定

事業所：全ての業種に共通した省エネ行動を「優先的に取り組む省エネ行動」として設定